

セクハラ労災の新基準とは

セクハラ労災を知っていますか？セクハラが原因で精神疾患にかかり、通院や休職、退職を余儀なくされた場合に、労働災害として申請して認定されれば、療養給付や休業補償、年金のような形で様々な給付金の支払いを受けることができます。

2005年12月、厚生労働省はセクハラによる労災認定促進の通知を出しましたが、認定される件数はわずかでした。2010年、労災不支給決定を受けた北海道のセクハラ被害者が、国を相手取って行政訴訟を起こします。国は判決を待たずに労災を認め、厚生労働省は労災の認定手続きを見直し、2011年11月に認定の新基準を含む最終報告書を公表しました。その翌月には名古屋のセクハラ被害者に対して、労働保険審査会が先取的に新基準を適用して労災を認定しました。まだ新基準は制度化されていませんが、セクハラを労働災害として認める方向性は強まっています。

今回の公開講座では、社会保険労務士の原さんをゲストスピーカーにお招きし、セクハラ労災の現状、認定の新基準と今後の方向性についてお話しいただき、被害者はどのように活用できるのかを一緒に考えたいと思います。



- 日時 2012年2月28日(火)
18時30分～21時
- 場所 ドーンセンター・中会議室
(大阪府男女共同参画・青少年センター)
- ゲストスピーカー 原多恵子さん
(社会保険労務士)
- 会費 700円

*維持会員の方は無料です。

参加は
女性のみ

お問い合わせ

性暴力を許さない女の会

大阪市東淀川郵便局私書箱15号

TEL 06-6322-2313 (毎週火曜日 夜7～9時のみ)